

# wiseman second-line <ワイズマン セカンドライン>

### 居宅介護支援

## バージョンアップに伴う追加・変更点

≡平成 27 年 7 月版≡

### システム運用を開始される前に、必ずご確認ください。

3

っ 「平成27年8月 介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード改訂」への対応



機能改善対応

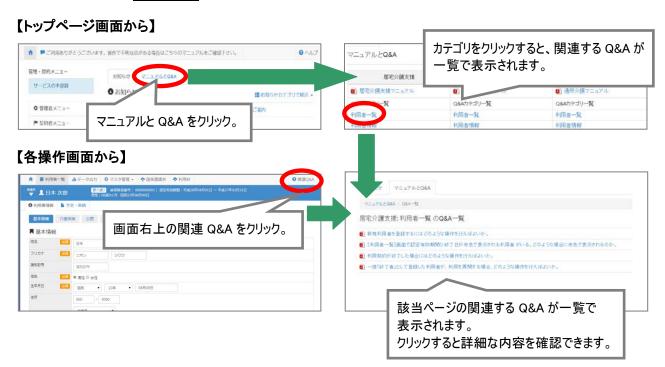
#### ◇目次

/ <b>\</b> '\	・ジョ	ンアップに伴う追加・変更点	3
I	平成	27 年 8 月 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)サービスコード改訂に伴う対応	3
	•	[マスタ管理]-[総合事業マスタ]	3
	•	[マスタ管理]ー[総合事業マスタ]—[サービスコード取込]	5
Π	機能	改善対応	6
	•	「利用者一覧]-「利用票・提供票]	6

#### ■システムの操作で困ったときは・・・

本書やマニュアル、よくある Q&A をご活用ください。

カテゴリー覧から関連する Q&A を確認できます。 Q&A は、トップページ画面のマニュアルと Q&A ボタン、または各操作画面の関連 Q&A ボタンから表示されます。



### バージョンアップに伴う追加・変更点

### I 平成27年8月 介護予防・日常生活支援総合 事業(総合事業)サービスコード改訂に伴う対応



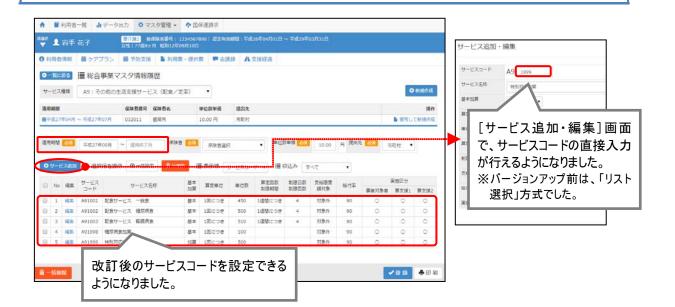
- 今回のバージョンアップでは、「平成27年8月介護予防・日常生活総合事業(総合事業)サービスコード改訂」に関連する対応が行われました。
  - ※総合事業サービスを行っていない場合、本章をお読みいただく必要はありません。

#### [マスタ管理]-[総合事業マスタ]

適用期間「平成 27 年 08 月」以降の場合、改訂後のサービスコードが設定できるようになりました。

<追加サービスコード>

- ◆A2: 訪問型サービス(独自) / A6: 通所型サービス(独自) 基本単位区分 サービス 2~5 に属するサービスコード。
- ◆A3: 訪問型サービス(独自/定率) ~ A4: 訪問型サービス(独自/定額) / A7: 通所型サービス(独自/定率) ~ AE: その他生活支援サービス(その他/定額) 下 4 桁が「1201」 ~ 「1999」のサービスコード





## A2/A6 の場合、「基本単位区分」ごとにサービスコードを追加できるようになりました。

サービス種類「A2」/「A6」を指定し、新規作成ボタンをクリックした場合、[A2/A6 追加サービス 基本単位区分選択]画面が表示されるようになりました。

本画面で「作成履歴 日付:平成 27 年 8 月以降」を指定することで、追加するサービスコードを「サービス 1 | ~「サービス 5 | より選択することができます(複数選択可)。

- ※「作成履歴 日付:平成27年7月以前」を指定した場合、「追加サービス基本単位区分選択」欄は表示されません。 そのまま<u>設定</u>ボタンをクリックすることで、平成27年7月時点で有効な「A2」または「A6」のサービスコードすべてが画面上に追加されます。
- ※すでに設定済みの「基本単位区分」を選択し設定した場合、設定済みの内容は上書きされます。





#### 平成 27 年 8 月以降の履歴から、平成 27 年 7 月以前への複写は行えません。

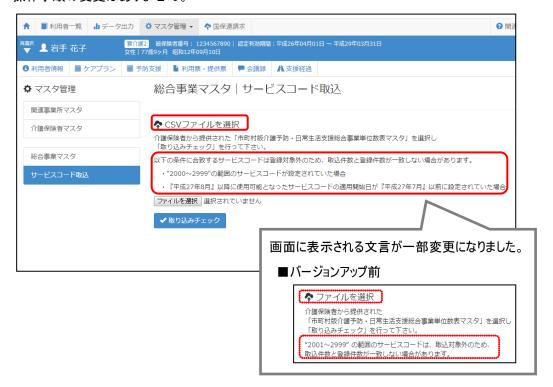
適用期間(開始)が「平成27年08月」以降の履歴の内容を、適用期間(開始)「平成27年07月」以前へ複写した場合、登録ボタンをクリック時に下図のメッセージが表示され、登録できません。

※適用期間(開始)が「平成27年07月」以前の履歴から、適用期間「平成27年08月」以降への複写は可能です。

H27/8以降の履歴をH27/7以前の履歴として複写することはできません。 適用期間を修正するか、新規作成から再度入力を行い登録を行って ください。

#### 🦰 [マスタ管理]-[総合事業マスタ]-[サービスコード取込]

- 市区町村から提供された CSV ファイル内に、適用開始年月が複数含まれている場合でも、 サービスコードを取り込めるようになりました。
- 🏮 市区町村から提供されたサービスコードの CSV ファイル内の一部項目について、厚生労働 省から提示された『介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタのデータレイアウト』 と異なる場合においても取り込みできるようになりました。
- 操作手順の変更はありません。





#### 厚生労働省から提示されているデータレイアウト以外の形式で作成された CSV ファ イルを取り込む場合

市区町村から提供される CSV ファイル内の一部の項目について、厚生労働省から提示された『介護 予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタのデータレイアウト』と異なる場合があります。

その場合でも取り込み実行時に自動で読み替え処理を行い、サービスコードを正しく取り込みできる ようになりました。

※本システムで対応しているのは、「ヘッダレコード」の有無と、「文字コード」の判別です(「UTF-8」/Shift\_JIS」)。それ 以外の項目については、原則として、厚生労働省から提示されているデータレイアウト以外で作成された CSV ファイル の取り込みはできません。

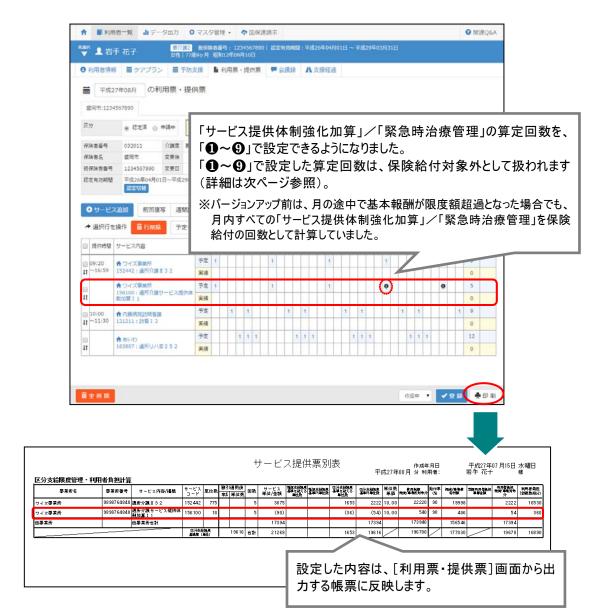
### Ⅱ 機能改善対応



😬 お客様からのご意見・ご要望をもとに、下記の機能改善対応が行われました。

#### 🔁 [利用者一覧]-[利用票・提供票]

- 月の途中で基本報酬が限度額超過となった場合、「サービス提供体制強化加算」および短期入所療養介護の「緊急時治療管理」について、基本報酬にあわせて保険対象と保険対象外(全額自己負担)それぞれで設定できるようになりました。
- ✓ 「サービス提供体制強化加算」/「緊急時治療管理」以外の設定方法に変更はありません。





### 保険給付対象外の「サービス提供体制強化加算」/「緊急時治療管理」の設定について

月の途中で基本報酬が限度額超過となる場合、「サービス提供体制強化加算」および短期入所療養 介護の「緊急時治療管理」は、基本報酬が保険給付となる回数分のみ算定可能です。この場合、下記 の手順で「サービス提供体制強化加算」/「緊急時治療管理」の登録を行います。

※「サービス提供体制強化加算」の例で説明します。「緊急時治療管理」の場合も操作は同様です。

#### ■ 操作方法:保険給付対象外の「サービス提供体制強化加算」の設定

#### 【例】月の途中で限度額を超過する利用がある場合

(○:保険対象 ●:計画超過 )

利用日		1 日	∞ 田	15 日	22 日	29 日		保険分	超過分
基本	通所介護 XXX	0	0	•	•	•	$\rightarrow$	3 回	2 回
加算	サービス提供体制加算	0	0	0	•	•	$\rightarrow$	3 回	2 回

上図 15 日(3 回目)のように基本報酬の一部が超過する場合は、「サービス提供体制強化加算」は3回目までは保険対象、4回目以降は保険給付の対象外になります。

「サービス提供体制加算」<u>以外</u>は、通常通りの操作にて利用票・提供票に追加します。 「サービス提供体制加算」は、以下の手順にて利用票・提供票に追加してください。

- ① [利用票・提供票]画面にて、サービス追加ボタンをクリックします。
- ② 給付区分/サービス種類/事業所を選択します。
- ③ サービス内容欄にて、算定する「サービス提供体制加算」を選択します。



(次ページに続きます⇒)

- ④ 画面右側に表示される提供日カレンダーにて、保険給付対象となる日は「1」、限度額超過により保険給付対象外となる日は「❶」を設定します。
  - ※提供日カレンダーの日付欄をクリックする毎に「1」⇒「❶」⇒空欄と表示が変わります。 ただし、短期入所/訪問リハビリのサービス提供体制加算の場合は、以下のように表示されます。
    - ・短期入所のサービス提供体制加算の場合…「1」⇒「①」⇒「❶」⇒空欄
    - ・訪問リハビリのサービス提供体制加算の場合…「1」⇒「2」⇒「●」⇒「❷」⇒空欄
  - ※同日に複数回算定する場合は、キーボード入力により、算定回数に応じた数字/記号を設定します。
- ⑤ 設定ボタンをクリックします。

